児童福祉法第35条第5項第4号の基準に係る誓約書

　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

氏名　　（署名又は記名押印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は、法人名及び代表者名）

児童福祉法第35条第5項第4号による下記の基準を満たしていることを誓います。

記

|  |
| --- |
| 次のいずれにも該当しないこと。　イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　ニ　申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該保育所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。　ホ　申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。　ヘ　申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。　ト　申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより福岡県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。　チ　へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。　リ　申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。　ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。　ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。 |

|  |
| --- |
| 【参考】児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）第３６条の２法第３５条第５項第４号ロの政令で定める法律は、次のとおりとする。一　学校教育法二　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）三　第２５条の７第１項各号（第１号、第２号、第５及び第８号を除く。）に掲げる法　　律第３６条の３法第３５条第５項第４号ハの政令で定める法律の規定は、第２５条の８各号に係る規定とする。第２５条の７第１項　三　生活保護法　四　社会福祉法　六　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）　七　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）　九　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律　十　児童虐待の防止等に関する法律　十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　十二　認定こども園法　十三　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）　十四　子ども・子育て支援法第２５条の８　法第２１条の５の１５第２項第５号の２（法第２１条の５の１６第４項、第２４条の９第２項（法第２４条の１０第４項において準用する場合を含む。）及び第２４条の２８第２項（法第２４条の２９第４項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。　一　労働基準法(昭和２２年法律第４９号)第１１７条、第１１８条第１項(同法第６条及び第５６条の規定に係る部分に限る。)、第１１９条(同法第１６条、第１７条、第１８条第１項及び第３７条の規定に係る部分に限る。)及び第１２０条(同法第１８条第７項及び第２３条から第２７条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第１２１条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和６０年法律第８８号)第４４条(第４項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)二　最低賃金法(昭和３４年法律第１３７号)第４０条の規定及び同条の規定に係る同法第４２条の規定三　賃金の支払の確保等に関する法律(昭和５１年法律第３４号)第１８条の規定及び同条の規定に係る同法第２０条の規定 |